

2015年度予算要求の回答書(その10)

2015年度(平成27年度)予算要求書の回答です。今回は4. いつまでも住み続けられるまちづくりを⑬～⑯です。

4. いつまでも住み続けられるまちづくりを

⑬ 市内全域にわたって幅広い年代の市民が憩える公園を整備すること。恵心病院跡地の公園整備を推進すること。

公園整備に当たっては、既存ストックを活用しながら計画的な改修に努め、市民ニーズに対応しております。用地取得を含めた新たな公園を整備することは、費用の面において難しい状況にあります。しかしながら、使用貸借できる500㎡以上の一団となった土地の御協力をいただければ、「コミュニティパーク」として整備することが可能であることから、こうした制度も積極的に周知してまいります。

なお、公園内の施設整備におきましては、幼児用遊具や健康遊具などを設置し、幅広い年代の方々に御利用いただけるよう、今後も、適切な施設計画に努めてまいります。

また、関口・山際市街化調整区域約60haのうち、旧恵心病院跡地を含む山際北部地区約17haにつきましては、現在、まちづくりを研究する権利者組織により、まちづくり手法などについての検討を行っております。

同地区への公園の整備につきましては、関係部署間で連携を図りつつ、防災機能を備えた公園について検討を行い、一体的なまちづくりを目指してまいります。

なお、現在、恵心病院跡地につきましては、暫定的な有効活用として、地元自

治会に週1回程度、ゲートボールなどの利用に開放しており、利用者の利便性の向上を図るため、平成26年12月25日に、簡易型トイレと立水栓を設置いたしました。

(まちづくり推進課 公園緑地課)

⑭ 交通事故減少、特に重大事故撲滅のために、交通安全指導を徹底すること。

交通安全指導につきましては、交通安全関係団体や警察と連携し、各季の交通安全運動や交通安全教室を開催するとともに、交通事故防止キャンペーンの啓発活動や市内15地区において開設する交通監視所など、地域ぐるみの活動を実施しております。

今後も、交通事故撲滅に向け、引き続き、交通安全関係団体を始め、地域や警察などと、より一層の連携を図りながら、対策に取り組んでまいります。

(くらし交通安全課)

⑮ 本厚木駅近くに公衆トイレを設置すること。

本厚木駅北口及び南口周辺につきましては、通勤・通学時間帯において大勢の方々の通行による日常的な混雑を始め、バスの乗車待ちなどのスペース確保等により、トイレを設置することは、こうした人々の通行の妨げになるなど、さまざまな要件において大変難しいものと考えております。

なお、昨年5月に小田急本厚木ミロードイースト(本厚木駅東口)がオープンし、改札口の内側・外側にそれぞれ、障がい者対応のトイレが配置されましたので、御利用いただければと存じます。

(道路管理課、企画政策課)

子宮頸がん予防ワクチン接種により支障を来している者への支援を求める陳情

国の判断を待つだけでなく、厚木市として、①保険診療・自費診療にかかわらず治療にかかわる全ての長期的金銭的な援助、②学生への就学・就職支援やサポート体制、教育環境の充実、③HPVワクチン接種後に生じた精神・身体機能障害に対する公的な社会サービスの認定の迅速化、を求めるものです。

高田議員 厚木市では何人か。健康づくり課長 保護者から国への報告は4件。

釘丸議員 国が勧奨していたものであり、本来国がサポートすべき。横浜市はすでにやっている。新聞報道では、県内の被害者は122人、県は3000万円の補正予算を計上するとのこと。県の方向を見ていきたい。

井上議員 支援は継続が大事。県の動向を見るに尽きる。

難波議員 県が前向きな方向性。②・③についても市は前向き。気持ちにはわかる。趣旨採択に。

釘丸議員 陳情を我々がどう判断するか。県の予算がつかなかったら市でやってほしい。採択すべきと考えるが、県がやるなら趣旨採択でもいいだろう。原因究明、責任も明確にする必要があると、日本共産党・高橋千鶴子衆院議員も指摘している。推奨団体に賛同の医師、厚労省と調整中とのことだ。我々も関心を持っていくべきだ。

趣旨採択についての採決の結果、全員賛成で、趣旨採択となりました。

⑯ 歩行者の安全のために歩道の整備に努めること。特に通学路の整備を推進すること。

1. 2級市道への歩道整備につきましては、歩行者の通行(通学路や公共施設周辺)の安全性を考慮し、計画的に進めてまいります。整備に当たっては、通学路や地域住民のニーズ、道路利用実態を的確に反映させ、安全かつ快適な歩行空間の確保に努めてまいります。

なお、歩道の設置が難しい生活道路につきましては、路肩部分のグリーン化舗装等により安全性の確保に努めております。

また、通学路の安全整備に当たりましては、学校から提供いただいた通学路安

全整備要望書をもとに、道路管理者等において適宜、対応を図るとともに、対策が難しい箇所等については、庁内の関係部署や警察などで組織する「通学路の安全対策協議会」において協議し、安全性の向上に努めております。

今後も地域の皆様の御協力を得ながら、通学路の危険箇所を改善すべく、児童・生徒の登下校時の安全確保に努めてまいります。(道路整備課、学校教育課)

